重要なお知らせ

中国における牛乳へのメラミン混入事案に関する情報について

平成20年9月21日作成
平成20年9月26日更新

中国における牛乳へのメラミン混入事案に関する情報について

中国において、メラミンが混入された粉ミルクが原因と思われる乳幼児の腎結石等の被害が生じている、との報道がなされています。
我が国においても、中国から輸入した加工食品の原材料として、メラミンの混入が確認された製造者の牛乳を用いていたことが確認され、事業者による自主回収が行われています。

世界保健機関（WHO）のQ&Aでは、メラミンが牛乳に添加された理由を、「中国の事件が発生した地域では、増量の目的で生乳に水が加えられていた。水が加えられて希釈されると、たん白質含量は低くなる。牛乳のたん白質含量は、窒素含量を測定する方法で検査されるので、窒素含量の多いメラミンを添加すればたん白質含量を高く偽ることができる。」と解説しています。

食品安全委員会では、メラミンに関する科学的な情報を提供します。また、関係機関の情報も合わせて紹介します。

平成20年9月に公表された、丸大食品株式会社が中国から輸入した加工食品におけるメラミン混入事案の場合、最高で37.0 ppmの濃度のメラミンが「まんじゅう（クリームまん）」、「クリームパンダ」、「グラタンクレープコーン」、「抹茶あずきミルクまん」及び原料牛乳に含まれていたとのことです。参考までに、欧州食品安全機関（EFSA）が2008年9月に出した声明におけるTDI（耐容一日摂取量）を元に以下のように試算しました。
メラミンについては、毎日、一生涯食べ続けても健康に悪影響を与えない量（TDI）は一日当たり体重1 kg当たり0.5 mgですので、体重が50 kgの成人の場合は25 mgが上限となります。また、体重が20 kgの子供の場合は10 mgが上限となります。

1.「まんじゅう（クリームまん）」の場合
36.6 mg/kgのメラミンを含むまんじゅう（クリームまん）の場合、成人では、一人で毎日0.68 kg ※（約20個：1個35 gとする）も食べなければこの値に達することはありません。また、子供では、一人で毎日0.27 kg※※（約8個：1個35 gとする）も食べなければこの値に達することはありません。

（※成人におけるメラミンのTDIに相当の25 mgに対するまんじゅう（クリームまん）の量は、25÷36.6＝0.68 kgです）
（※※子供におけるメラミンのTDIに相当の10 mgに対するまんじゅう（クリームまん）の量は、10÷36.6＝0.27 kgです）

2.「クリームパンダ」の場合
37.0 mg/kgのメラミンを含むクリームパンダの場合、成人では、一人で毎日0.67 kg ※（約17個：1個40 gとする）も食べなければこの値に達することはありません。また、子供では、一人で毎日0.27 kg※※（約7個：1個40 gとする）も食べなければこの値に達することはありません。

（※成人におけるメラミンのTDIに相当の25 mgに対するクリームパンダの量は、25÷37.0＝0.67 kgです）
（※※子供におけるメラミンのTDIに相当の10 mgに対するクリームパンダの量は、10÷37.0＝0.27 kgです）

3.「グラタンクレープコーン」の場合
14 mg/kgのメラミンを含むグラタンクレープコーンの場合、成人では、一人で毎日1.78 kg ※（約33個：1個55 gとする）も食べなければこの値に達することはありません。また、子供では、一人で毎日0.71 kg※※（約13個：1個55 gとする）も食べなければこの値に達することはありません。

（※成人におけるメラミンのTDIに相当の25 mgに対するグラタンクレープコーンの量は、25÷14＝1.78 kgです）
（※※子供におけるメラミンのTDIに相当の10 mgに対するグラタンクレープコーンの量は、10÷14＝0.71 kgです）

4.「抹茶あずきミルクまん」の場合
4.0 mg/kgのメラミンを含む抹茶あずきミルクまんの場合、成人では、一人で毎日6.25 kg ※（約209個：1個30 gとする）も食べなければこの値に達することはありません。また、子供では、一人で毎日2.50 kg※※（約84個：1個30 gとする）も食べなければこの値に達することはありません。

（※成人におけるメラミンのTDIに相当の25 mgに対する抹茶あずきミルクまんの量は、25÷4.0＝6.25 kgです）
（※※子供におけるメラミンのTDIに相当の10 mgに対する抹茶あずきミルクまんの量は、10÷4.0＝2.50 kgです）

○食品安全委員会
- 「メラミンの概要について」(9月26日更新)[PDF]

関係省庁リンク

○内閣府
- 「中国における牛乳へのメラミン混入事案への対応について」(9月22日)[PDF]

○厚生労働省
- 食品安全情報(更新情報)

○農林水産省
- 「中国産牛乳が使用されている食品に対する農林水産省の対応について」(9月20日)

○世界保健機構(WHO)
- 「メラミンに関するQ&A」(英語)
- 「中国におけるメラミン汚染事案について」(英語)

○米国食品医薬品庁(FDA)
- 「メラミン及び関連化合物の暫定リスク/安全性評価(2007年5月)」(英語)

○欧州食品安全機関(EFSA)
- 「中国における乳幼児用調製粉乳及び他の乳製品中のメラミンによる公衆衛生リスクに関する声明」(2008年9月)」(英語)

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

プライバシーポリシー